

兵庫県公報

令和2年12月11日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課）	1
○ 同上（同）	1

告 示

兵庫県告示第1307号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
室津浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第125号共同漁 業権漁場の区域	3月1日から 4月30日まで	別記1	5トン 未満	17隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年1月13日から同年2月12日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

兵庫県告示第1308号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第13号に掲げる

まき餌釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
福良	まき餌釣り漁業	別記	2月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	10隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年12月16日から令和3年1月15日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年2月1日から令和5年12月31日までとする。

別記 操業区域

南あわじ市福良門崎から同市阿万潮崎に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。